



資料No.1

令和8年4月2日

報道各位

勝山市 市民課

草刈等支援奨励金について

みだしの件について、4月1日から下記のとおり始まりましたのでお知らせします。

記

- 1. 目的** 環境保全、安全確保、獣害対策等を目的として、区等が実施する草刈活動に対し、継続的な活動に向けて予算の範囲内で支援を行う。
- 2. 対象** 区、営農団体等の団体
- 3. 対象場所**
 - ・ 獣害等が懸念される民有地（空き地等）、市道区域
 - ・ 個人等の空き地等の場合は地権者の同意を得ていること
- 4. 金額** 1㎡当たり7円（同じ場所での支援上限は3回まで）
例：市道区域の場合 $2\text{m} \times 1\text{km} \times 2$ （両側） $\times 7\text{円}/\text{m}^2 = 28,000\text{円}$
- 5. その他**
 - ・ 予算の範囲内で実施するため、事前相談が必要（実施日時、場所、面積）
 - ・ 集会場や神社など区が管理又は所有する土地、市が直接実施する土地、国県市等他の補助金を受けて区等が本支援策と同様の活動を実施する土地を除く

問い合わせ先

市民課 生活環境係 担当 松田、尾上
TEL:0779-88-8104 FAX:0779-88-3856
e-mail:kankyuu@city.katsuyama.lg.jp

